

議案第 5 号

和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(和光市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 和光市監査委員条例（昭和 4 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 5 条 法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項及び第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u>（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）並びに同法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があるときは、1 0 日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第 7 5 条第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第 9 8 条第 2 項の規定による監査の結果に関する報告、法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u>（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 5 条 法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項及び第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、<u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）並びに同法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があるときは、1 0 日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第 7 5 条第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第 9 8 条第 2 項の規定による監査の結果に関する報告、法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

(和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号

)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額15万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額15万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。